

岩手県監査委員告示第29号

監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽石 義則
岩手県監査委員 神崎 浩之
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

- 1 監査対象機関名 岩手県釜石警察署
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和元年11月14日
 - (2) 本監査実施日 令和2年1月30日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年3月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、83,632円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 支給すべき金額より少なく支給していた1件、83,632円について、令和元年12月11日、追給を完了した。 今後は、次のことを実施し再発防止に努めることとした。 ア 添付資料（住民票等）の確認徹底 イ 岩手県職員旅行路程図による経路確認の徹底 ウ 旅費関連法令等の再確認 |